

総合支援資金特例貸付
借 用 書 (再貸)

- ・単身世帯（おひとり）の方
最大15万円×3か月
- ・複数世帯（二人以上）の方
最大20万円×3か月

借入金額	<u>60</u> 万円	借入月額	<u>20</u> 万円× <u>3</u> か月
借入期間	令和 <u>3</u> 年 <u>2</u> 月から令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月までの <u>3</u> か月間		

総合支援資金特例貸付の借入金額を借用いたしました。

- ※借入開始月は令和3年2月、3月、4月のいずれかになります。
借入期間3か月を希望される場合、それまでの借入状況に応じて令和3年2～4月、3～5月、4～6月のいずれかを記入してください。なお借入期間3か月は必須ではありませんので、必要に応じて1か月もしくは2か月の申請も可能です。
※再貸付と延長申請の借入期間の重複はできません。

住 所	横浜市神奈川区沢渡4-2
氏 名 (自 署)	神奈川 一郎
生年月日	大正 昭和 <u>55</u> 年 <u>6</u> 月 <u>6</u> 日生 平成

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	<u>12</u> か月 (最大12か月)
	償還期間	<u>120</u> か月 (最大120か月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	